

県発注の建設工事で
下請契約の請負代金が4,000万円以上のもの（※）では
**社会保険等未加入建設業者との
一次下請契約はできません。**

（※）建築一式工事の場合は6,000万円以上。複数契約の場合は総額

28年6月1日の契約分から、対象となる工事の金額が変更されます。

建設工事3,000万円→4,000万円・建築工事4,500万円→6,000万円

対象となる工事では

社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）の加入届出義務がありながら届出をしていない建設業者（注1）との一次下請契約を禁止する（注2）こととし、これを建設工事請負契約書で定めます。

○社会保険等未加入建設業者との一次下請契約が判明した場合

- ・受注者に対し工事完了時に制裁金（注3）を請求することとなります。
- ・受注者は、契約違反として、指名停止措置の対象となります。
- ・工事成績の減点対象となります。

対象となる工事の受注者の方は、一次下請契約の締結にあたっては、相手方が適正な社会保険等の加入義務を履行しているか、確認をお願いします。

<次の場合は、社会保険未加入建設業者との一次下請契約をしたものとして、制裁金の対象となります。>

- 一次下請業者の社会保険等未加入判明後に、当該契約を解除して別の建設業者と一次下請契約をした場合
- 一次下請業者との契約後に、社会保険等未加入が判明した場合

（注）1 届出義務のない場合は未加入とはなりません（適用除外となります）。

2 発注者が特にやむを得ないと認める場合は別の取扱いとなります。

3 当該下請契約の最終の請負代金額の1/10